



私的録音補償金分配規程

2017年4月1日施行

株式会社 Nextone

第1条 (目的)

本規程は、株式会社 NexTone (以下「NexTone」といいます。) が、著作権等管理事業法 (平成 12 年法律第 131 号) 第 11 条 1 項 5 号に規定する事項として、著作権法第 30 条 2 項に定める私的録音録画補償金のうち私的録音に係る補償金 (以下「補償金」といいます。) に関して、一般社団法人私的録音補償金管理協会 (以下「SARAH」といいます。) の分配規程に基づき、SARAH から一般社団法人日本音楽著作権協会 (以下「JASRAC」といいます。) を通じて受領する補償金の分配について、著作権法第 21 条に定める権利を有する NexTone の委託者 (以下「委託者」といいます。) に対する分配方法を定めることを目的とします。

第2条 (分配対象著作物)

分配対象著作物は、NexTone との管理委託契約に基づき、著作権者より補償金の計算対象期間内のオーディオに関する利用許諾 (別途 NexTone が定める「管理委託契約約款」第 2 条 1 号に定めるところによるものとします。以下同じ。) についての管理を委託されている著作物であって、かつ、当該補償金の計算対象期間内に行われたオーディオに関する利用許諾に基づいて NexTone が使用料を徴収した著作物 (以下「分配対象著作物」といいます。) とします。

第3条 (分配対象著作権者)

分配対象となる関係権利者 (別途 NexTone が定める「著作物使用料分配規程」第 2 条 1 号に定めるところによるものとします。以下同じ。) は、分配対象著作物の著作権者として、「管理委託契約約款」第 2 条 1 号にかかる私的録音に関する補償金の受領について、NexTone と管理委託契約を締結している著作権者とします。

第4条 (分配期および分配対象補償金)

1. 補償金の分配期および分配対象補償金は、下表のとおりとします。

分配期	分配対象補償金
9月	前年度上半期分 (4月1日～9月末日) として、6月に JASRAC から受領した補償金
3月	前年度下半期分 (10月1日～3月末日) として、12月に JASRAC から受領した補償金

2. 前項の規定にかかわらず、各分配期における補償金の分配額が 3,000 円に満たない場合は、NexTone は、次期以降の補償金と合算して委託者へ分配することができるものとします。

第5条 (分配手数料の控除)

NexTone は、JASRAC より受領した補償金の 10%以内で NexTone が定める料率を、分配手数料として控除します。

第6条 (著作権者分配金)

JASRAC より受領した補償金から、前条に定める分配手数料を控除した額を著作権者分配金とします。

第7条 (関係権利者の確定)

1. 分配対象著作物の関係権利者は、下表の関係権利者の確定基準日における権利関係に基づき確定するものとします。

分配期	関係権利者の確定基準日
9月	3月31日
3月	9月30日

2. 前項に定める関係権利者の確定は、関係権利者の確定基準日の 10 日前までに提出された著作権資料（「著作物使用料分配規程」第 2 条 2 号に定めるところによるものとします。以下同じ。）によるものとします。
3. 著作権資料がないなどの理由により、NexTone が本条第 1 項に定める確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、NexTone は補償金の分配を保留することができるものとします。

第8条 (分配率)

分配対象著作物の関係権利者に対する分配は、作品届提出時に委託者が届け出た分配率に従うものとします。

第9条 (分配点数)

分配対象となる各著作物について、以下の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とします。

(1) 基礎点数

分配対象者の取分の和 / 全関係権利者の取分の和

(2) 出庫数

録音の分配資料における「出庫数」または「製造数」

第10条 (分配計算)

1. 各著作物に対する分配額は、以下に掲げる算式により算出します。

$$\frac{\text{著作権者分配金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

2. 関係権利者に対する分配額の算出は、前項により算出した結果について、各著作物単位の分配額を集計した後、第 8 条に定める分配率に基づき行うものとします。

第 11 条 (分配資料)

分配対象著作物および第 9 条の分配点数は、NexTone が著作物使用料の管理を行った結果として保持する機械的処理記録に基づいて確定し、補償金の分配に用いる資料とします。

第 12 条 (次期分配資金への繰入れ)

第 10 条の分配計算に際して生ずる 1 円未満の計算端数金は、次の分配期において、著作権者分配金に繰入れるものとします。

第 13 条 (支払計算書等の交付および送金)

補償金の分配にかかる支払計算書等の交付および送金は、毎年 9 月および 3 月に行う著作物使用料の分配に併せて行うものとします。

第 14 条 (分配結果の報告)

NexTone は、補償金の分配を行った結果について、毎事業年度の終了後 45 日以内に JASRAC に報告書を提出するものとします。

第 15 条 (規程の変更)

本規程の変更手続については、「管理委託契約約款」第 18 条に定める変更手続の規定を準用します。当該手続に基づき本規程を変更した場合は、NexTone は JASRAC に変更後の規程を届け出るものとします。

第 16 条 (用語の定義)

本規程に用いられている用語の定義は、本規程に特に規定する場合を除くほか、「管理委託契約約款」の定めるところによるものとします。

附則 本規程は、2017 年 4 月 1 日から施行するものとします。

以上